

ダム等管理フォローアップ制度 の趣旨及び経過説明

平成19年11月26日

近畿地方整備局 河川部

独立行政法人 水資源機構 関西支社

ダム等管理に係るフォローアップ制度の目的

- フォローアップ制度は、ダム等について、「ダム等管理フォローアップ委員会設置・運営要領」に基づき、ダム等管理フォローアップ委員会を設け、同委員会の意見を聴いて、管理段階における洪水調節実績、環境への影響等の調査及びその調査結果の分析と評価を一層客観的、科学的に行い、当核ダム等の適切な管理に資するとともに、ダム等の管理の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

ダム等管理に係るフォローアップ制度

フォローアップ調査

フォローアップ調査の調査項目

1. 水質調査
2. 生物調査
3. 堆砂状況調査
4. 水源地域動態調査
5. 洪水調節及び利水補給の実績
6. その他の調査

●年次報告書の作成

- ・毎年フォローアップ調査の結果及びその分析をとりまとめた年次報告書を作成する

●定期報告書の作成

- ・原則として5年ごとに過去の調査結果の分析・評価を行い定期報告書としてとりまとめる



近畿地方ダム等管理フォローアップ委員会の意見を聴く

これまでの経過(1)

(試行段階)

- 平成8年2月 ■「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の試行について」の通達
- 平成8年9月 ■「近畿地方ダム等及び琵琶湖管理フォローアップ委員会」を設置
- 平成8年
～平成11年 ■フォローアップ委員会を計6回開催し、制度の施行開始
この間、個別課題に対応するため、流況変動研究会、水質研究会、生態研究会の4研究会を設けて課題の検討
- 平成11年8月 ■「建設省所管公共事業の事後評価基本方針(案)」の通達

(本格導入段階)

- 平成14年4月 ■行政機関が行う政策の評価に関する法律の施行
- 平成14年7月 ■「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について」が通達され、フォローアップ制度を本格導入するとともに、「事後評価」として位置づけ
- 平成15年3月 ■「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領の策定等について」の通達
「建設省所管公共事業の事後評価基本方針(案)」の廃止

これまでの経過(2)

(本格実施段階)

- 平成15年7月 ■ダム等の管理に係るフォローアップ定期報告書作成の手引き[平成15年度版]の制定
ダム等の管理に係るフォローアップ年次報告書作成の手引き[平成15年度版]の制定
- 平成16年3月 ■「近畿地方ダム等及び琵琶湖管理フォローアップ委員会」(部会、研究会含む)を解散
- 平成16年6月 ■淀川水系流域委員会の任務に「ダム等の管理に係るフォローアップ」委員会の機能を
～平成19年1月 兼務することを追加要請し、審議
- 平成19年11月 ■「近畿地方ダム等管理フォローアップ委員会」設置

フォローアップ調査の項目と頻度

調査項目		頻度
水理・水文		毎年
洪水調節実績		毎年
利水補給実績		毎年
堆砂状況調査		毎年
水質調査		毎年
生物調査	魚介類	1回／5年
	底生動物	1回／5年
	動植物プランクトン	1回／5年
	植物	1回／5年
	鳥類	1回／5年
	両生・爬虫・哺乳類	1回／5年
	陸上昆虫類	1回／5年
水源地域動態調査	ダム湖利用実態調査	3年毎
	水源地域センサス調査	5年毎

実施スケジュール

水系名	施設名	管理 主体	H18 年度 注)	H19 年度	H20 年度 (予定)	H21 年度 (予定)	H22 年度 (予定)	備 考
九頭竜川	九頭竜ダム	国			○			
	真名川ダム	国		○				
	鳴鹿大堰	国				○		
淀 川	天ヶ瀬ダム	国	○				○	
	高山ダム	水機構	○				○	
	青蓮寺ダム	水機構	○					
	室生ダム	水機構				○		
	布目ダム	水機構		○				
	比奈知ダム	水機構			○			
	一庫ダム	水機構				○		
	日吉ダム	水機構	○					
	琵琶湖開発事業	水機構			○			
加古川	加古川大堰	国		○				
熊野川	猿谷ダム	国		○				
紀の川	大滝ダム	国						建設中
	紀の川大堰	国						建設中

注) H18年度は、淀川水系流域委員会で審議 6

近畿地方ダム等管理フォローアップ対象施設 位置図

全14施設

(近畿地方整備局: 4ダム、2堰)
(水資源機構: 7ダム、琵琶湖開発事業)
※赤文字: 平成19年度対象施設

